

## 安全協定第10条で規定する異常事象

### ●島根原子力発電所2号機タービン建物内における火災について

4月30日15時44分、島根原子力発電所2号機（沸騰水型、定格電気出力82万キロワット）タービン建物内（放射線管理区域内）に設置している仮設分電箱※に焦げ跡があることを確認し、15時48分に消防署へ通報。

その後、消防署による現地確認が行われ、17時06分に、火災と判断。

なお、この火災による負傷者なし。また、放射能による外部への影響はなし。

原因は、現在調査中。

※仮設分電箱：工専用電源を供給するために設置した仮設ブレーカーを入れた箱

(中国電力(株)公表済)

### 《県の対応》

4月30日17時27分より、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

#### ①現場状況の確認

- ・中国電力(株)職員から、発見の経緯、対応状況等の説明を受け、現場の状況を確認。

#### ②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり、環境へ影響がないことを確認。

#### ③県の対応

- ・通報のあった仮設分電箱の状況を確認し、原因究明と再発防止を口頭で求めた。